

高齢者施設等の職員・利用者COVID-19 陽性事例早期対応のための相談窓口

2021年1月20日より開始します！

**施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が
発生した場合にお電話ください。**

※日頃の感染対策については、当センターや厚生労働省等の
動画・資料をご覧ください。



相談窓口の概要・目的

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した高齢者施設等を対象に、施設職員の負担軽減のため関係機関との電話連絡を当センターが担い、施設クラスターを防ぐために医師等の派遣などさまざまな調整を迅速におこないます。対象施設：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、デイサービス、小規模多機能型居宅事業所、等

施設のメリット

- ・施設が関係機関へ何度も同じやり取りをする必要がなくなります。
- ・そのため、陽性者の勤務・利用状況の確認、他の方の健康状態の確認、ご家族への連絡などを優先的に行うことができます。
- ・上記を迅速に行うことで、濃厚接触者の隔離、PCR検査対象者の迅速な検査実施、施設内感染対策指導の早期対応が可能になります。

詳しくは、**中部地区医師会在宅ゆい丸センター
ホームページ** (<https://zaitaku.chubu-ishikai.or.jp/>)

「お知らせ・ニュース」→1月20日投稿記事「高齢者施設等の職員・利用者COVID-19陽性事例早期対応のための相談窓口について」をご確認ください。

中部地区医師会 在宅



在宅ゆい丸センター

一般社団法人 中部地区医師会
在宅医療・介護連携推進事業

☎ 098-936-8112

